

## 原爆症認定制度に関する意見書

昭和20年8月、人類史上最初の原子爆弾が広島、長崎の両市に投下され、多くの尊い命が一瞬にして奪われた。被爆から62年が経過した今でも国内には25万人強の被爆者の方々がおり、原爆症の発病をはじめ多くの苦難と向き合っている。

被爆者に対する援護措置としては、昭和32年に「原爆医療法」、昭和43年に「原爆特別措置法」、平成6年に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定されたものの、約25万人強の被爆者のうち、約0.8%の約2,200人しか原爆症認定を受けていないのが現状である。

このような状況において、国を相手に原爆症認定集団訴訟が全国各地で提起され、大阪、広島、仙台、名古屋、東京、熊本の6地方裁判所では国に対して認定却下処分の取り消しを命ずる判決が示されたにもかかわらず、国は控訴するなど認定を拒んでいる。

現在、厚生労働省は専門家による検討会を発足させ原爆症認定基準の見直し作業を進めているが、既に高齢化している被爆者の救済が人道的見地、社会的見地からも一刻の猶予も許されないことは論をまたない。また本市議会では、非核三原則を厳守し、核兵器の廃絶を強く求め、世界の恒久平和の確立を目指して、平成16年10月に「郡上市非核平和宣言」を決議しているところである。

よって、国におかれては、原爆被爆者の救済を図るため、下記の事項について、早急に実施されるよう強く要望する。

### 記

1. 原爆症認定制度を、被爆者の実態に即した制度に抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣